報道発表資料

東京消防庁 Tokyo Fire Department



令和元年11月20日

<u>心肺蘇生を望まない傷病者への対応について</u> 新たな運用を開始します

〇背景

人生の最終段階 *1 にある傷病者の中には、 \underline{ACP}^{*2} を行い自分が心肺停止になったときに「心肺蘇生の実施を望まない」方がいます。

しかし、傷病者が「自宅でのお看取り」という意思を固めていたとしても、慌てた 家族等から救急要請があった場合、救急隊は救命を主眼とした活動を行うため、心肺 蘇生を実施して医療機関に搬送し、傷病者の意思に沿うことができません。

○検討経緯

こうした現状を踏まえて、「医療倫理の四原則」の一つである「自律尊重の原則」に基づき、**可能な限り傷病者の意思を尊重**できるように、東京消防庁救急業務懇話会や東京都メディカルコントロール協議会等での検討を踏まえ、救急活動の体制を整理しました。

○職員への教養

新たな運用の開始に伴い、<u>ACPや在宅医療等に関する職員の理解を深めるために</u> 教養と訓練を実施します。

1 運用の概要

別添えのとおり

2 運用開始日

令和元年12月16日(月)9時00分覚知の事案から

3 職員への教養

日時 令和元年11月27日(水)9時00分から

場所 消防技術安全所3階大会議室(渋谷区幡ヶ谷1-13)

	≪教育講演≫		
9:10~10:00	講師:日本医科大学医学部救急医学講座大学院教授		
	横田裕行先生		
10:00~10:35	≪囲み取材対応≫		
	別室で本運用に関する質問に応じます。		
10:35~11:45	≪シミュレーション訓練≫		
	かかりつけ医等への連絡を想定した訓練を行います。		

^{※1}従来「終末期」と表記されていたもので、がんの末期等にある状態のことをいいます。

^{**&}lt;sup>2</sup> 将来の医療・ケアについて、傷病者を中心として家族等及びかかりつけ医等があらかじめ話し合い、傷病者の意思決定を支援する過程のことをいいます(ACP:愛称「人生会議」)。

4 事前説明

本運用の事前説明を、<u>11月26日(火)14時00分から消防記者クラブ室に</u> て実施します。

5 取材対応について

取材内容	日時	場所	取材申込締切
《本運用の事前説明》	11月26日(火) 14:00から	消防記者クラブ室	- 11月25日(月) 12:00まで
《職員への教養》 ・医師による教育講演 ・囲み取材 ・シミュレーション訓練	11月27日(水) 9:00から 受付8:30~ 事前レク8:45~	消防技術安全所 3階大会議室 (渋谷区幡ヶ谷 1-13)	

※取材を希望する社は、期日までに広報課報道係まで御連絡ください。

6 その他

- (1) 取材の際は自社腕章を着用し、係員の指示に従ってください。
- (2) 駐車場はありませんので、あらかじめ御了承ください。

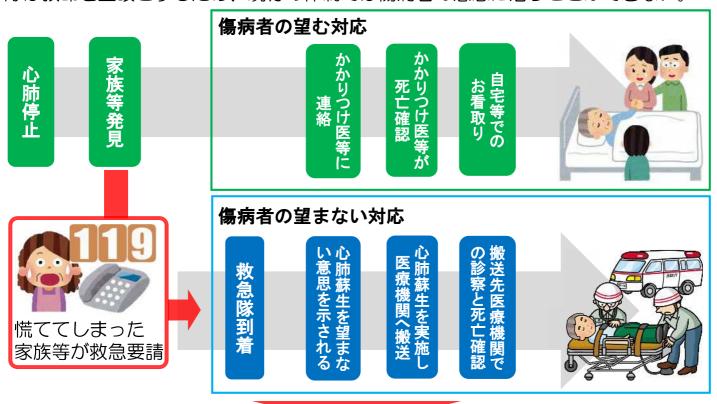
問合せ先

東京消防庁代 電話 3212-2111 広報課報道係 内線 2345~2349

心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

1 現状

終末期の傷病者が、家族や医師等と話し合って(ACP:愛称「人生会議」)自宅での看取りなどの意思を固めていても、慌てた家族等から救急要請があった場合、救急隊は救命を主眼とするため、現行の体制では傷病者の意思に沿うことができない。



可能な限り傷病者の意思を尊重できるように、東京消防庁救急業務懇話会や東京都メディカルコントロール協議会等での検討結果を踏まえて、 対応体制を整理

2 運用の要件

- 1 ACPが行われている成人で心肺停止状態であること
- 2 傷病者が人生の最終段階にあること
- 3 傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望まない」こと
- 4 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致すること

救急隊から「かかりつけ医等」に連絡し、これらの項目を確認できた場合、 心肺蘇生を中断し「かかりつけ医等」又は「家族等」に傷病者を引き継ぐ。

3 運用の細部

- ①心肺停止の確認
- ②心肺蘇生の実施と情報聴取

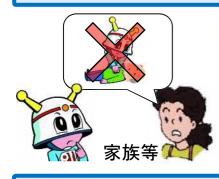


初動の対応

○家族等から、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示されるまでは、通常の活動を続ける。

傷病者

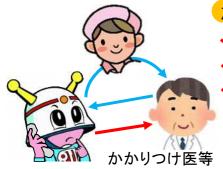
③家族等から、傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」ことを示される。



意思確認の方法

- ○書面に限らず口頭の情報提供も含む。
- 〇伝えられる方法によらず、傷病者本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の確認は<u>必ずかかりつけ医等</u>に行う。

④かかりつけ医等に「直接」又は「訪問看護師等を経由して」連絡し、傷病者の意思を確認する。



かかりつけ医等への確認項目

- ★ 傷病者が人生の最終段階にあること
- ☑ 傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」こと
- ▼ 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致していること
- **⑤かかりつけ医等が到着するまでの時間を確認する。**
- ⑥引き継げる場合に限り、かかりつけ医等からの指示を受けて心肺蘇生を中止する。



かかりつけ医等又は家族等への引継ぎ

- 〇おおよそ<u>45分以内</u>にかかりつけ医等が到着できる場合 かかりつけ医等の到着まで救急隊は待機し、直接引き継ぐ。
- 〇おおよそ<u>12時間以内</u>にかかりつけ医等が到着できる場合 家族等に引き継ぎ、救急隊は引き揚げる。
- ⑦心肺蘇生を中止する場合は、家族等から「同意書」に署名をもらう。

4 運用の見直し

今後、「事案の集積」と「都民へのACPの周知状況」等を踏まえて、適宜<mark>運用要</mark> <u>領の見直し</u>を行う。